









一般財団法人

医療・福祉・環境経営支援機構

「経営者のための情報Note」 Vol. 180

		タイトル、及び配布例				
		病 院	診 療 所	歯 科 医 院	福 祉 施 設	一 般 ・ そ の 他
A	 Philosophy Note	<今月のタイトル> 積極的に仕事を楽しむ				
		○	○	○	○	○
B	 Medical Note	<今月のタイトル> 電子処方箋の発行「点数報告完了時のみ」と通知				
			○			
C	 Dental Note	<今月のタイトル> 変わり続ける「病氣」の概念				
				○		
D	 Welfare Note	<今月のタイトル> 認知症施策推進基本計画を閣議決定				
					○	
E	 Environment Note	<今月のタイトル> 西洋食材を地産地消 ～ 農家、シェフら連携 ～				
		○	○	○	○	○
F	 Topics Note	<今月のタイトル> 住環境悪化 高まる危機感 ～ 空き地対策 ～				
		○	○	○	○	○

「経営者のための情報Note」は、当財団より毎月提供いたします。



Philosophy Note

積極的に仕事を楽しむ

■ 楽しむことが良い仕事につながる

「仕事を楽しみながら出来る人は、それだけ良い仕事出来るし、益々仕事楽しくなる」との言葉通り、良い仕事をしている人達は、よく「仕事が楽しい」といいます。例えば、ラーメン店チェーン事業で東証一部上場を果たした、ハイデイ日高の創業者 神田正氏は「仕事がないと張り合いがなくなる」と、ハードな仕事を嬉々としてこなしています。また、メジャーリーグのイチロー選手もプロとしての野球という仕事を楽しみながら好成績を残し続けています。そのような人達にとって「仕事を楽しむ」とはどういうことなのでしょう。

イチロー選手は、インタビューで毎回のように自身の記録について「たまたまそうなっただけです。来期はもっとお客様に楽しんでもらえるようにしたい」と応えています。つまり、イチロー選手にとっての良い仕事とは「お客様に楽しんでもらうこと」なのです。「自分の仕事が他人の満足に繋がる」これが自分自身の満足でもあるのです。

無論、人に満足してもらうためには努力が必要です。より良い仕事を目指して進化しなければなりません。この「進化」にも仕事の楽しみがあります。イチロー選手は「午前中のバッティングと午後のバッティングとでは、午後のほうが進化している」と話しています。イチロー選手は常に進化したいという気持ちで、練習に臨んでいるのです。その過程では必然的に「こうしたらもっと良くなるんじゃないか」という創造力が発揮されます。常に自分のプレーに創意工夫を施すようになるのです。それが自分の意図した通りの結果に繋がったとき、「一生懸命取り組んで良かった」という何事にも変え難い楽しみと満足感を得ることができるのです。

■ 積極的な「何故」という問題意識を持つことが仕事の楽しさを生む

では、私達が仕事に対して、こうした創造力を発揮するにはどうしたらよいのでしょうか。そのためには、どんな時でも「何故、何故、何故」という問題意識を持つことが大切です。そうすることで、日々の仕事を進化させることができるのです。例えば、お客様の仕事をする際でも、「今の品質で十分なのか」という疑問を持つことです。「これ以上は無理だ」で終わってはいけません。それでは単なる「消極的な否定」に終わってしまいます。キチンと品質を高めるための意見、つまり創造的破壊があってこそ「建設的な否定」になるのです。工夫をこらして、一生懸命した仕事が素晴らしいと評価されれば、きっと満足感を得ることができるはずです。

また、難しい仕事や面倒や仕事にぶつかったときも、決して嫌がってはいけません。素直にその状況を受け止めて、誠心誠意をもって対応することです。勿論、そのときも創意工夫することは必要です。困難な仕事だからこそ、乗り越えたときの喜びも大きくなるのです。

■ 仕事が楽しくなる職場環境づくり

仕事の＜場＞である環境にも創意工夫が必要です。何故ならば、積極的に「自発的」「当事者意識」をもって仕事に取り組むことにより、個人プレーにならないようにしなければならぬからです。そのためには「仲間のために仕事をする」という考えの基に、組織のなかで情報やノウハウを共有するための基準を作る必要があります。そして、その基準を全員で守り、さらに改善のため「こうしたら良いのではないか」という提案を出すことによる経営参画を促す仕組みを作ることにより、効果的な強化を図ることができるのです。

また、80年代に経団連の会長を務めていた土光敏男氏は「賃金というのは不満足を減らすことはできても、満足を増やすことはできない。満足を増やすことができるのは仕事そのものだ」と言いました。人間の能力のうち、実際に発揮されているのは3割程度と言われています。だからこそ、私達は自分たちの職場を「満足を得やすい職場」に変えることで、眠っている97割の能力を最大限に引き出すようにすればよいのです。理論は幾らでも本に書いてあり、それを知っても、それは単なる知識で、智慧にするには実際に行動しなければいけないのです。

そして、小さな成功の体験を積み重ねることによって、仕事の楽しさを実感することが出来、結果として良い仕事ができるようになるのです。



電子処方箋の発行「点数報告完了時のみ」と通知

《厚生労働省》

厚生労働省は2024年12月26日、医薬局総務課長から医療関連団体等に向け、「電子処方箋システム一斉点検を踏まえた対応」について通知を発出した。

厚労省では、電子処方箋の発行・応需の際に、医療機関と薬局で、コードのひも付けミスなど医薬品マスタの設定が適切に行われておらず、医師の処方と異なる医薬品名が表示されるなどの事例が報告されたことから、各医療機関や薬局のシステム点検を促すために2024年12月20日から電子処方箋の発行を停止していた。当初24日までと設定し、点検を実施し厚労省に報告した医療機関から順次、発行を再開するとしていたが延長され、再開は27日となった。点検報告が完了した医療機関・薬局は厚労省のホームページで確認できる。

厚労省は通知で、医療機関における対応として、▼国において電子処方箋管理サービスの改修等が行われるまでの当分の間は、医師の処方意図と異なる医薬品の処方を防止するための安全対策を優先し、「電子処方箋の発行が可能となるのは、医薬品マスタにおける電子処方箋に用いる医薬品コードの設定やダミーコードを使用せずに電子処方箋を発行できる状態であるかについてシステムベンダーとも確認の上、厚生労働省への点検報告を完了」した場合を除き、紙の処方箋を発行する、▼電子処方箋の発行が可能な状態で、患者が電子処方箋の発行を希望する場合においても、調剤を受ける予定の薬局が受診時点で未定の場合もしくは厚労省ホームページで公表されていない薬局（点検報告未完了）での調剤を希望する場合には、電子処方箋の発行に加え、必ず処方内容（控え）を患者に交付する。また調剤を受ける予定の薬局が厚労省ホームページで公表されている薬局（点検報告完了）であることを確認した場合には、電子処方箋のみの発行を可能とする、▼紙の処方箋と処方情報の内容、電子処方箋と処方内容（控え）の内容の差異等がないか、適時確認を行う一ことを求めた。その際の注意事項として、▼電子処方箋を発行する場合には、ダミーコードを使用しないようにする、▼医療機関は患者を特定の薬局に誘導しないようにする一等を求めた。

一方、薬局に対しては、▼医師の処方意図と異なる医薬品の表示を防ぐ観点から、医薬品マスタにおける電子処方箋に用いる医薬品コード（YJコード、レセプト電算処理コード、一般名コード）の設定等についてシステムベンダーとも確認し、かつダミーコードを特定の医薬品に設定しない、▼医療機関での紙の処方箋の発行に対応した処方箋上の医薬品の確認の実施、▼電子処方箋を応需する場合には、当該電子処方箋を発行する医療機関が厚労省ホームページで公表している点検報告済みの医療機関であることを確認、▼電子処方箋を応需した場合には、処方内容（控え）又は送付された医薬品のテキスト情報を合わせて確認のうえ、調剤を行う。点検報告が完了した薬局で調剤を受ける予定の患者に対しては、処方内容（控え）が患者に交付されていないことがあることに留意、▼紙の処方箋と処方情報の内容、電子処方箋と処方内容（控え）の内容の差異等を確認した場合には、自薬局での設定不備がないか確認したうえで、自薬局の設定に問題がなかった場合には、処方箋発行元医療機関へ連絡一の対応を求めている。



変わり続ける「病気」の概念

■ 病名が変更されてきた歴史

さまざまな病気の名称が、病態を正しく表していなかったり、誤解や差別の原因になるとして変更されてきました。代表的なのは「痴呆症→認知症」、「らい病・レプラ→ハンセン病（ハンセン氏病）」というものです。記憶に新しいところでは、COVID-19も感染拡大の当初、中国の大都市名が付いた名前で呼ばれていたのを、政治的な配慮から変更した経緯があります。

また、20世紀以来、東アジアで通用してきた「糖尿病」の用語について、日本糖尿病協会など専門家団体が「『尿』というイメージが悪い」「病態を正確に表していない」などの理由から名称変更を提唱しています（2022年11月「デンタルだより」参照）。

そこで、対案として登場したのが、紀元前の中国医学書から19世紀まで東アジアで定着していた「消渴」（しょうかつ・しょうかち）という用語です。「口渴」「多飲・多尿」で消耗していく、という症状をイメージしやすく、患者差別につながる要素もあまりありません。何より、2000年以上にわたり漢字文化圏で用いられてきた歴史的な実績がある、というものです。

■ むし歯は「歯の虫」！？

歯科での、「う蝕を、むし歯と呼ぶのは妥当か」、という議論のルーツは、何と18世紀にさかのぼります。近代歯科学の父とされるピエール・フォシャールによる『歯科外科医—あるいは歯科概論』（1728年初版）には、「むし歯は、歯の虫によってできるのではない」（第1巻7章）とあります。中世には、歯の虫を燻し出す治療法などが行われていましたが、フォシャールは、そうした治療法に根拠がないことを明確に示したのです。

さらに、むし歯を、薬や焼灼、祈祷によって治せるとしていた当時の歯科医師たちのことを「ペテン師」だと批判。器械的にう蝕部位を除去して金属（当時は鉛か金箔）で充填する方法を推奨しています。祈祷はともかく、むし歯の薬は現在も検討中で、焼灼はレーザー治療に似ている面もあり、200年以上経っても、あまり世の中は進化していないと言えるのかもしれない。

■ 「歯周病」は局所疾患か全身疾患か

一方、「歯周病」という病名については、一部の内科医が「歯に限局された疾患という誤解につながる」として、「ペリオ」など、すでに使用されている別の用語が適切ではないか、と指摘しています（今井一彰氏ら）。歯周病が、糖尿病、低体重出産、認知症など、多疾患と関連していることが明らかとなっており、歯科だけの病気では済まなくなってきたことが背景にあるようです。

フォシャールは、歯周病についても現代につながる重要な指摘をしています。「壊血病（Scurvy）が原因とされる歯周病も、壊血病の薬では治らない。ゆえに、歯周病は局所疾患である」（第1巻4章）というものです。フォシャールは、現在で言うところの「除外診断」によって、歯周病と壊血病を切り分けたのです。ちなみに、フォシャールと同時代の海軍医、ジェームス・リンドによる壊血病の予防・治療につながる比較介入臨床試験（1747年）が、柑橘系の摂取が有効だと結論付けました。これは、「世界最初のEBM」として有名です。

歯周病も、壊血病も、現在につながる手法で予防・治療の方法が模索されたという共通点は、注目に値するのかもしれない。いずれにせよ、18世紀に「全身疾患の局所症状」と考えられていた歯周病が、近代歯科医学の発展で歯科領域の局所疾患とされ、21世紀になって、再び、全身疾患として捉えられるようになっていく、ということなのです。

■ 病名や解釈は変りうる

それぞれの病気を、どんな名前と呼ぶか、何が原因だと考えるかは、時代によって変化し続けてきました。「患者への偏見をなくす」「どの科の領域かを定める」という社会的要素も大きく、科学的根拠だけで、病名などが決まる訳でもありません。そのため、21世紀の現在のあり方が、その後も続くとは限らないのが難しいところです。もっとも、それらの病気が予防によって完全に克服され、忘れ去られるのが一番なのは確かなのです。



認知症施策推進基本計画を閣議決定

～ 政府 ～

政府は12月3日、「認知症施策推進基本計画」を閣議決定した。同計画は、2023年6月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（認知症基本法）に基づき、認知症の人が尊厳を保持し、自分らしく暮らせる社会の実現をめざすため、政府が講ずる基本的な計画を定めたもの。

閣議決定された基本計画では、誰もが認知症になりうることを前提として、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも住み慣れた地域で仲間とともに希望をもって暮らすことができるとする「新しい認知症観」のもと、基本的施策や第1期基本計画(2029年度までの概ね5年間に達成すべき重点目標や推進体制等)を示している。

基本的施策としては、国民の理解や社会参加、多様な主体の連携、地方公共団体への支援、相談体制など12項目を設定。さらに重点目標として、①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安全な暮らし、④新たな知見や技術の活用——の4つを設け、それぞれ指標を設定した。

今後、都道府県や自治体で基本計画がつくられ、施策に反映されることになる。



介護職員による高齢者への虐待 300件近く増加

～ 厚生労働省 ～

厚生労働省は12月27日、「令和5(2023)年度『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果」を公表した。

これによると、2023年度の養介護施設等の業務に従事する者による虐待と認められた件数は1,123件で、前年度より267件増加した。うち死亡事例は5件。相談・通報件数は3,441件で同646件増加。虐待の種別(複数回答)は身体的虐待が51.3%で最も多く、次いで心理的虐待24.3%、介護等放棄22.3%と続いている。発生要因(複数回答)は「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」が77.2%で最多。次いで「職員のストレス・感情コントロール」67.9%、「職員の倫理観・理念の欠如」66.8%などとなっている。



Environment Note

西洋食材を地産地消 ～ 農家、シェフら連携 ～

■ ヨーロッパ野菜

4月下旬の早朝5時。さいたま市岩槻区釣上の畑で、森田剛史（42）は、ヨーロッパ野菜の花ズッキーニの収穫作業を行っていた。イタリアなどでは一般的な食材で、黄色い花の部分に詰め物をし、揚げたり炒めたりする。朝早く開花し、すぐしぼんでしまうので、7月末までの収穫時期は時間との戦いが続く。森田がヨーロッパ野菜を手がけるようになったのは2013年秋。以前はコマツナを生産していたが、大規模農家との価格競争に巻き込まれ厳しい状況に陥っていた。そんな時、さいたま市から「ヨーロッパ野菜を作ってみないか」と声をかけられ、若手の生産者仲間数人で手を上げた。

なぜ、さいたま市でヨーロッパ野菜なのか。さいたま市はトマト、チーズ、パスタの1人当たりの消費額が国内トップクラス。イタリアンやフレンチのレストランは200軒以上もある。しかし、本場のヨーロッパ野菜はなかなか手に入らず、空輸した品は高価格で鮮度が落ちるといった悩みがあった。「地元でヨーロッパ野菜を生産できないか」。イタリアンレストランを営むノースコーポレーション、トキタ種苗、関東食糧と行政などが連携し、13年春に「さいたまヨーロッパ野菜研究会」（ヨロ研）が発足。若手農家に呼びかけ、ヨーロッパ野菜の地産地消の取り組みが始まった。

気候も違い、ノウハウもなく始めた栽培。森田が最初に作ったのは「チーマディラーパ」というイタリアの菜の花。「名前も聞いたことがない野菜だった。いつ芽が出るのか、どのタイミングで収穫すればいいのかも分からなかった」と苦笑する。

シェフたちやトキタ種苗のアドバイザー、行政の農政担当者らの助言を受けながら、試行錯誤を続けた。ロマネスコ、ラディッキオ、ダビデの星など、新しいヨーロッパ野菜に挑戦していった。

収穫した野菜は、森田が代表取締役を務める農業法人「フェネル」が買い取り、県内の野菜専門卸問屋や大田市場（東京都中央卸売市場）を通じて全国に流通。現在、ヨロ研に参加している農家は約20軒。年間約70種類のヨーロッパ野菜が出荷され、県内外約1200軒のレストランで使われている。野菜を確実に流通させる仕組みと、おいしく料理してくれるシェフ、喜んでくれる消費者の存在がヨーロッパ野菜を支えている。森田は言う。「新しい食文化として根付いてほしい。いつかヨーロッパ野菜が当たり前にあるものになりたい」

■ 新たな食文化つくる

岩槻人形博物館に併設されたにぎわい交流館いわつき1階の「ヨロ研カフェ」。季節ごとのヨーロッパ野菜を年間70～80種類扱った料理を提供している。人気メニューは「ヨロ研野菜たっぷりのワンプレート」。ケール、スカーレットフリルなど野菜8種のサラダに、カーボロネロやコールラビなどが入ったミネストローネが付く。今の時期は「花ズッキーニのフリット」。アンチョビとモツァレラチーズを花ズッキーニに詰めて揚げたイタリアの伝統料理だ。総料理長の新妻直也（48）は「森田さんの花ズッキーニのクオリティーはものすごく高い」と評価する。

新妻はヨロ研カフェ発足のキーパーソンとなった一人。「イタリア料理というとピッツアやパスタというイメージ。でも、実は野菜と豚肉の国。郷土料理を勉強すると本場の野菜は不可欠」という。だから、ヨーロッパ野菜の生産者の畑には足しげく通い、料理人の視点で収穫時期などのアドバイスをしてきた。新妻は「全部買うから作ってくれ、チャレンジしてくれ」と言い続けてきたという。ヨロ研カフェでは料理の提供だけでなく、旬のヨーロッパ野菜の販売や不定期で料理教室も開催。ヨーロッパ野菜による新しい食文化をつくっている。





Topics Note

住環境悪化 高まる危機感 ～ 空き地対策～

■ 国に先行、有効活用も

国土交通省が空き地の荒廃を防ぐため、法整備に乗り出す。放置すれば不法投棄や野生動物出没などで住環境の悪化を招くとして、自治体が危機感を強めているためだ。ただ空き家の対策に比べ出遅れた感は否めない。一部の自治体は国に先行し、有効活用するための方策を始めている。

■ 苦情

「高齢化で相続の機会が増え、管理が行き届かなくなる土地が増える恐れがある」国交省幹部が打ち明けた。国交省が把握する中に、郊外のニュータウンでのケースがある。住居が建てられないままになっている複数の空き地は夏場に雑草が生い茂り、住民が「放火の危険が高まる」と自治体に相談した。しかし所有者は遠方に住む人が多く、自治体が改善を求めても応じてもらえなかった。

問題は広がりつつある。国交省が全市区町村を対象に2月に行った調査では回答自治体の約4割が「管理不全の土地が発生している、発生する恐れがある」とした。「立地が良いのに十分使われない」「空き地で地域活力が低下している」と問題視する回答も目立つ。

空き地対策の課題では「職員や予算が不十分」「住民の資産に行政が介入しづらい」など、体制や法制度の不備が上位を占めた。各自治体には、ごみの不法投棄やクマなど野生動物の出没、景観悪化を懸念する住民の苦情が多く寄せられている実態も判明した。

■ 不在

人口減少が進み、不動産の荒廃対策は重要度を増している。先行したのは空き家で、所有者に活用や撤去を促す特別措置法が2015年に施行した。所有者が分からない土地は段階的に対策が強化され、今年4月には相続登記が義務化された。

これに対して、所有者が分かっている空き地は、管理不全になっても、行政は法律に基づく是正勧告などができない状況だ。一目で危険と分かる老朽空き家や、災害時の復旧などで足かせになった所有者不明の土地への対策を優先してきたことが一因という。

法整備が手つかずの間に、空き家対策が進み、住居撤去後の跡地が放置される事例が増えた。さらには、土地を相続したものの、遠方で暮らしているため管理ができない「担い手の不在」が各地で顕在化し、国交省は法整備にかじを切った。

■ 好評

国交省は法整備を通じ、空き地の適正管理だけでなく「地域に合った用途への転換」を促そうとしている。青森市は降雪量が多く頻繁に除雪が必要な地域課題に対応するため、住宅密集地の空き地を「雪寄せ場」として活用している。所有者が市の募集に応じて空き地を提供すれば、翌年度の固定資産税を軽減する仕組みだ。